## 「(次期) 北九州市障害者支援計画【素案】」に対する 市民意見の概要および市の考え方

【意見の反映結果】

- ①:既に掲載済
- ②:追加・修正あり
- ③:今後の参考とするもの
- ④:追加・修正なし
- ⑤:その他

	No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
北九州市障害者支援計画(素案)全般について				
	1	理念、書いてあること、素晴らしいと思う。ただ北九州市が具体的にどう動くのか、市民に見えなければならないと思う。市政だよりや新聞等で発信されるとは思うが、それだけでなく具体的な発信が結果として実を結ぶことになると思う。 例えば、東京ではヘルプマークが浸透していたが、このような状況を北九州市で行うどの政策についても作り上げることが重要だと思う。	本計画及びその取組みについて、市ホームページへの掲載や出前講演をはじめ、各講演会や研修会等を通じ、幅広い周知に努めてまいります。	3
	2	障害者支援計画ではなく市民にもわかりやすい名前にして もいいと思う。	計画のタイトルについては、何が記載された計画であるのか誰にでも分かりやすいものにする必要があると考えているため「障害者支援計画」としています。本計画の目指すべき目標が分かりやすいように、今回、新たにスローガンとして「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」を設定しています。	1
	3	本計画では、「文化芸術」「芸術文化」「芸術・文化」などの語が混在している。 国は、「文化芸術基本法」、「障害者文化芸術推進法」のとおり、「文化芸術」の語に統一しているので、本計画においても、芸術を含む幅広い「文化」という文脈であれば、「文化芸術」の語に揃えた方がよいと考える。	障害者基本法や内閣府の障害者基本計画 (第5次)では「文化芸術」、「文化芸術 活動」や「文化芸術活動団体」の文言を使 用していることから、本計画の「芸術文 化」や「芸術・文化」、「芸術文化活動」 の表記についても、「文化芸術」や「文化 芸術活動」の文言に修正します。	2
	総論	について		
	第	1章 計画の基本的な考え方		
	4	平成30年6月、議員立法による、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、その後、厚生労働省・文化庁の両主管により、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されている。 障害者文化芸術活動推進法についても、国の動きのひとつとして丁寧に書き込むべきだと思う。	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」について、「国の動き」に追加記載します。 加えて、本計画資料編の関連法律の「その他の法律等」のなかに、同法律の概要についても記載します。	2
	第	2章 北九州市の現状		
	         	州市障害者計画について		
		プログライ 1 回じ ライイ 2 3章 北九州市障害者計画の概要		
		厚生労働省と文化庁は、法に基づき、連携・協働して、障害者の文化芸術支援に取り組んでいることから、48ページ下から9行目の「高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等」に、「文化芸術施策」を書き加えていただきたい。 また、下から2行目についても「障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体をはじめ各種団体の協力」と、もう少	も総合的な施策の展開を図ることから、4 8ページの下から9行目は「高齢者施策、 医療関係施策、子ども・子育て関係施策、 男女共同参画施策、文化芸術施策等」に、	2

No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
第	4章 具体的な取組み		
	分野1 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する	5理解の促進	
6	脳出血後遺症で身体障害者手帳3級の認定を受けている。 家族の意向で周りに知らせておらず、見た目で障害がわから ないため仮病扱いされる。勝手なうわさを流され、にらまれ たり話しかけても嫌な顔をされた。この悔しさが仕事のモチ ベーションにつながっている。	「1-(4) 障害及び障害のある人に対する 理解の促進」に取り組むことにより、見た 目では分かりづらい障害特性を含めた障害 のある人に対する市民や事業者等の理解促 進に努めます。	1
7	発達段階に応じて学校教育等のなかで「正しい人権教育」を学んでいかないと「約半数は差別等を受けた経験がある」ということになると考える。障害のある本人はもとより、周囲の子どもたちもきちんと学んでいく必要があると考える。そのためには、学校での研修をしっかりする必要があると考える。また、教育だけでなく、多職種を集めた研修が必要だと思う。	【再掲:N0.23】 「1-(4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進」に取り組むことにより、子どもを含む市民等の障害や障害のある人に対する理解促進に努めます。また、学校の教職員に向けた研修では、個別の人権課題のうち、障害者に関する人権課題の校内研修の機会を必ず設けることとし、障害者の人権についての正しい理解のもと、人権教育を推進するように努めています。	3
8	ヘルプマークが普及していない。見てもわからない人が多く、じろじろ見られたり、追いかけてきて顔を見る人もいる。	「1-(4)-2 障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進」に取り組むことにより、ヘルプマークや見た目では分かりづらい障害特性等に対する市民の理解促進に努めます。	①
	分野2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)		
9	内閣府の第5次障害者基本計画に合わせ、「市立博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供等、障害者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、アクセシビリティの向上を図る。」という施策を、本計画の分野2「情報アクセシビリティの向上」あるいは分野9「芸術文化活動・スポーツ等の振興」に記載してほしい。 【再掲NO.28】	いただいたご意見については、「分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興」に反映 させていただきます。 【再掲NO.28】 新規追加「9-(1)-6 自然史・歴史博物館 や美術館等の展示等に触れ親しむ取組み」 市立自然史・歴史博物館、市立美術館等 における展示等において、字幕、音声によ る解説、手話による案内、触察資料の提供 等、障害のある人のニーズを踏まえつつ、 ICT等を活用しながら、情報アクセシビ リティの更なる向上を図ります。	2
10	他都市では、すでに、講演、セミナー等におけるUDトーク、UDキャストなどのコミュニケーション支援アプリの活用が増え、劇場等でもイヤホンによる音声ガイド、ポータブル字幕機貸出、上演台本貸出など、障害者に然る文化芸術領域では、さまざまな研究、試行、ワークショップなども活発に行われている。 昨年、本市で、聴覚障害支援(ステージ上に字幕を投影する、舞台上で俳優が手話をする、など)や視覚障害支援(開演前にステージに上がらせてセットに触ってもらっ、など)を講じた舞台公演が、民間主催で行われた。 これらの舞台鑑賞における障害者支援は、障害者文化芸術活動推進法第9条に則するだけでなく、障障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨にも合致する。 しかしながら、本計画においては、64ページの記述を見ても、「手話通訳者・要約筆記者の派遣、ヒアリングループ」だけしか書かれていない。もう少し、これから先進的な取組みを進めていくような前向きな記述をしてほしい。	「2-(1)-6 聴覚障害のある人のための支 援推進」に「障害者支援アプリなどのICTの 活用」を追記します。	2

No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
11	聴覚障害者のニーズにあった視覚的表示や「手話言語」での支援の必要性を強調する条文を明記していただきたい。また、国の「障害者基本法」施策では、言語に手話を含むと明記されており、次期北九州市障害者支援計画には、障害者差別解消法やSDGsの見地から聴覚障害者に対する「手話言語」及び「合理的配慮」など明記し周知徹底して下さい。	手話によるコミュニケーションを必要とする聴覚障害のある人を含む障害のある人を含む障害のある情報に対する理解促進や合理的配慮、「1-(1)障害を理由とする差別の解消の推進」及「2-(1)障害のある人に配慮した情報して「2-(1)障害のある人に配慮した情報しての充実等」に取り組むことにより推進しての充実す。 なお、「手話言語」については、障害者差別解消条例の第3条に、「可能な限りあるまが発展できるのである。との他の意思疎通のためることを掲げており、手話を含めた意思疎通の円滑化を図ることを掲げています。	$\oplus$
12	問合わせや連絡窓口などの連絡手段は電話だけでなく、 メール、SNS(LINEなど)、ビデオ電話、FAXなどを入れてほ しい。 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推 進法が施行されたので、行政主催のイベントにはすべて手話 通訳・文字通訳の情報保障をおくようにお願いいたします。 手話言語条例の制定もよろしくお願いいたします。	「1-(3)-1 市による合理的配慮の充実」 や「1-(3)-2 市職員等の研修の実施」、 「1-(3)-3 市における行政情報の提供にある行政情報の提供にある行政情報の提供にあり、をでの情報のにはなど、連続でのある人への配慮についてででの情報のでは、では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	$\oplus$
	分野3 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり	1)	
13	アクセシビリティへの配慮は、建物だけではない。設備におけるバリアフリー化も必要だし、先に述べたとおり、ソフト施策としての取組みも必要である。さらに、それらについても、当然、障害当事者との意見交換が必要である。文章を読んだところ、建築物・施設に限定しているような感じが強く、設備やソフト施策についての記述が不十分だと思う。	「1-(4)-8 「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進」に取り組むことにより、合理的配慮の提供等ソフト面を充実することとしています。	$\odot$
	分野4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)		
14	障害者の防災訓練に関する施策がない。防災訓練が実施されても障害に配慮されていないことがあるので、障害に配慮 した防災訓練が実施されるための施策を記載してほしい。	避難行動要支援者避難支援事業では、、 と協力して、制練を と協力して、訓練を で避難を受ける。 を支援をあることがら、「4-(1)-3 地域に 実施していることがら、「4-(1)-3 地域に を支援の防災ネットワークの構築」に、 「訓練等」を追加します。 また、のが災ネットワークの構築」に、 「訓練等」を追する防災部間では をするのが災ネットワークの構築」に、 「訓練等」を追するのが、 に、「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	2

No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
15	避難場所について、保護者が日常から意識していないと「いざ避難」となったときに「どこに」行くのかわからないし、(障害者のある人)単独の避難は困難である。また、私も福祉避難所について(自分の住む)地域にあるのかすら知らないし、一般の避難所にいけば迷惑がかかると考える。どうしたらよいのか情報が欲しい。	福祉避難所については、市内の福祉避難所については、市内の福祉避難所については、市内の福祉避難所と協定を結んでいますが、原則とは事所がらの二次避難を原じまり、混乱を避ける。というでは、まずが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	•
16	避難行動要支援者名簿については北九州市が作成できると思う。問題はそのあとの個別避難計画についてで、とても大切な試みだと思うので是非推進してほしい。各家庭に「どう合意をとり、緊急時にどのように実行するか」だと思う。	災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進しています。また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業に取り組んでいます。	3
	分野5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進		
17	障害福祉サービスを利用するための方法をまずは周知をす る必要がある。	障害福祉ガイドや市ホームページ等で、 障害福祉サービスの利用の手続きを周知し ております。今後も継続して利用手続きの 周知に努めてまいります。	3
18	孤独にならない環境づくりが必要だと考えており、家族との同居が様々な理由で厳しいと感じたとき、どこに相談したらいいのか、そのような情報が欲しい。	障害のある人が住みなれた地域を拠点ととし、本人の意向に即して充実した生活をして充実した生活をして充実したと連携していまることができるよう、関係機関と連携と連携と連携と連携を継続(地域移行)や地域を実施と連携を出るとののででは、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	3

No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
19	新型コロナウイルス感染症に罹患して外出できなかった時に、北九州市は食事を配布していただいた。同様に、障害についても、例えばパニック発作があり家族での対応が難しい場合、家族がどうしたらよいか分からないので、配慮ができないものかと考える。	計画の推進に向け考慮すべき社会情報の音を指述に向け考慮すべきでは、大時や地震のでは、大時では、大時では、大時では、大時では、大時では、大時では、大時では、大時	3
	分野6 保健・医療の推進		
20	精神障害者だけ入院費助成、医療費助成がない。3障害同じように支援してほしい。 静岡県、愛知県、長野県、岐阜県、山梨県、兵庫県、三重県、京都府では精神の医療費助成に目を向けている。北九州市も精神障害者に目を向けて、早急な制度改善をしてほしい。	福岡県の補助を受けて実施している重度 障害者医療費支給制度は継続していく予定 ですが、精神障害のある人の通院医療や一 般病床への入院と同様に精神病床への入院 についても県からの補助が受けられるよ う、県に対して要望活動を行ってまいりま す。 また、本来は全国どこに住んでいても同 じ水準の医療費助成が受けられることが ましいことから、他の指定都市等と連携し て国に財政措置を要望しており、今後も継 続して国に働きかけてまいります。	3
21	小児精神科の年齢が16歳までというのは無理がある。17歳で大人と同じ精神科へ入院させるのは不憫である。	小児精神科の入院対象年齢は病院により 差がある様です。病院にお問い合わせいた だければと思います。	4
22	母子家庭二人生活で、入院中の病院を逃げ出して医療に繋がらないまま1年が過ぎ、子の幻聴幻覚におびえながら生活している方がいる。精神の病で医療に繋がらない状況に苦しむ家庭を支援、助ける方法はないか。 不幸なことにならないように精神科医療先進国ではどのように対応しているのかなど教えてほしい。	各区役所保健福祉課高齢者障害者相談係に配置されている「精神保健福祉群談員」をウェルとばたにある「障害者基幹相談話を受けていただくことが可能疾のである。 対応を受ける はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はい	(j)

No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
	分野7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)		
23	発達段階に応じて学校教育等のなかで「正しい人権教育」を学んでいかないと「約半数は差別等を受けた経験がある」ということになると考える。障害のある本人はもとより、周囲の子どもたちもきちんと学んでいく必要があると考える。そのためには、学校での研修をしっかりする必要があると考える。また、教育だけでなく、多職種を集めた研修が必要だと思う。 【再掲:NO.7】	【再掲:N0.7】 「1-(4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進」に取り組むことにより、子どもを含む市民等の障害や障害のある人に対する理解促進に努めます。また、学校の教職員に向けた研修では、個別の人権課題のうち、障害者に関する人権課題の校内研修の機会を必ず設けることとし、障害者の人権についての正しい理解のもと、人権教育を推進するように努めています。	3
	分野8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進		
24	障害のある人で収入の少ない人が多い状況は、厳しい現実だと思う。最低賃金の上昇等で少しずつは変化しているとは思う。 学校にいる間にどこまで就労について、障害のある本人が学べるか、そして学校がどこまで企業側と連携できるかが大きなポイントだと思う。	「8-(1)総合的な就労支援」において、就労を希望する障害のある人一人ひとりために、関係機関との連携体制の充実の推進、「8-(2)障害者雇用の促進」のおいて、一般就労を希望する障害のよび、一般就労を希望するでは、一般が労労ををでは、一般が労労をでいる人でものでは、「8-(3)障害のがでは、「8-(3)障害がでいる人では、一個では、「8-(3)では、一個では、一個では、一個では、「8-(3)では、一個では、一個では、「8-(3)では、一個では、「8-(3)では、「8-(3)では、「8-(3)では、「第一では、「如いは、「如いは、「如いは、「如いは、「如いは、「如いは、「如いは、「如い	①
25	オリヒメという分身ロボットを活用し、レストラン等で、 自宅から出られない重度障害者が店員の仕事をし、そのこと が就業支援、生きがいづくりに大きく寄与していることはご 存知ですか。一昨年、福岡市内でも短期的に実施されたが、 本市では見聞きしない。 安川電機というロボット先進企業がある本市ですし、ロ ボットを活用した障害者支援策について、特に就業支援につ いて、ぜひ書き込んでいただきたい。 また、他都市において、障害者のデザイン作品の商品化な ど、文化芸術を活用した就業事例もあります。そのような、 新しい施策についての取組みについても言及していただきた い。	本市でも障害のある人の就労支援に関する先進的な取組みついての情報収集に努めており、その中で株式会社オリィしており、その中で株式会社オリィしており、その中で株式会社オリーとでおります。 なお、令和元、2年度に国庫補助金を万人を行ったできに、第四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	3
26	「8-(4)-3 工賃アップの取組み」、「8-(4)-4 市役所における障害者優先調達の推進」、「8-(4)-5 障害者自立支援ショップ等の支援」について、文中に障害者就労施設等と書いているが一部の生活介護では工賃を出してる所もあるので、障害者就労施設というふうに限定して書くのはどうかと思う。	文中の障害者就労施設とは、障害者優先 調達推進法第2条第2項に示す、障害者支援 施設、障害福祉サービス事業所(生活介 護、就労移行支援、就労継続支援)、地域 活動支援センター、小規模作業所、特例子 会社、重度障害者多数雇用事業所のこと で、ご指摘の「生活介護」も含まれていま す。	1

Γ	No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
	27	障害があり、どの程度仕事ができるか不安で就職活動する モチベーションが上がらない。	「8-(1)総合的な就労支援」において、 就労を希望する障害のある人一人ひとりの 状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、関係機関との連携体制の充実を推進 することとしています。 北九州障害者しごとサポートセンターで は、障害のある人から働くことについての 様々な相談に対応しており、具体的には就 職に向けた準備支援(就職に必要な事柄を 身に着けるための助言など)や求職活動支 援(職業選択のサポートや面接同行など) などのサポートを行っております。	1
		分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興		
	28	内閣府の第5次障害者基本計画に合わせ、「市立博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供等、障害者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、アクセシビリティの向上を図る。」という施策を、本計画の分野2「情報アクセシビリティの向上」あるいは分野9「芸術文化活動・スポーツ等の振興」に記載してほしい。 【再掲:NO.9】	【再掲:NO.9】 以下のとおり、ご意見を反映いたします。 新規追加「9-(1)-6 自然史・歴史博物館 や美術館等の展示等に触れ親しむ取組み」 市立自然史・歴史博物館、市立美術館等 における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供 等、障害のある人のニーズを踏まえつつ、 ICT等を活用しながら、情報アクセシビ リティの更なる向上を図ります。	2
	29	福岡県では、障害者文化芸術活動推進法に基づき設置した「障害者文化芸術支援センター」を福岡市に所在する障害者施設が受託しているが、北九州市民の認知度や本市に対する寄与度は、著しく低いと考える。同センターは現在1県1か所であるが、政令市毎に設置するよう、国・県に働き掛けるべきだと思う。また、このような現状や今後の方向性を明記して、本市としても、障害者文化芸術支援にさらに積極的に取り組んでいただきたい。	まずは、「福岡県障がい者文化芸術活動 支援センター」の取組みについて、県と連 携し、北九州市民への周知に努めてまいり ます。	3
	30	障害者文化芸術活動推進法には鑑賞機会の拡大、創造機会の拡大、発表機会の確保及び「社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造」が規定されている。しかしながら、本計画においては、「触れ親しむ」、「一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供」のみが書かれており、目標も、「生きがいや生活の質の向上」のみずある。 文化芸術活動は、個人の創造性の醸成や人づくり、就業にもつながはます。鑑賞・体験だ合語が、創造活動されてもある。先に挙げたとおり、社会福祉施設・団体に対してもある。先に挙げたとおり、社会福祉施設・団体に対しても必要である。健常者との協働・交流もう少し、「障害者との協働・交流もうりし、「障害者との協働・交流も方りし、「障害者との協働・交流も方のし、「管害者とのおまれていません。」とは、分野7の学校教育の箇所でであるとは、こちらの項のところで、「学校教育」においても、でよらの項のところで、「学校教育」においたも、管害者というである。	『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨の言及につりまででは芸術活動ので、すって、ショーの主義では芸術活動ので、すって、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し	2

No	)	意見の概要	市の考え方	反映 結果
(1)	31	北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール 大会は障害のある市民向けのスポーツやレクリエーションへ の積極的な転換を図るべき。3日間の大会イベントより通年 参加できる余暇やレクリエーションは魅力的である。 障害者世帯にとって余暇の時間をどう過ごすかは大きな課題 の一つで、社会参加の機会が少ない障害のある市民や世帯に 向けた効果的な、魅力的な、実用的な、事業変革を期待して いる。	本大会は、国際大会、国内ブロック選抜 大会、小学生大会の3大会を同時開催としております。 大会期間中は来場者に、障害者スポーツ際害者、大会期間中は来場者に、障害者スポーツ際大会の他にも、交流を体験いただいたり、大会の他しいますが、別遇のではいたが、の取組みも行害者とといるできれてもいる。ではいるのでは、からのでは、でのようでは、ののでは、でのようでは、ののでは、でのは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	3
(3)	32	ふうせんバレーボールをもう少し振興してほしい。	ふうせんバレーボールについては、北九州市主催で「小学生ふうせんバレーボール 大会」を開催しているほか、全国ふうせんバレーボール大会、ふうせんバレーボール大会、ふうせんバレーボール 北九州大会にも共催を行っております。 また、昨年度は、市政だよりにおいている また、昨年度は、市政だよりにおいている また、昨年度は、市政に周知したとといる が送するなど、広く市民に周知したととなる です。 ふうせんバレーボールは、障害の有無や 年齢、性別に関係なく、誰もが対等な心心 年齢、性別に関係なく、誰もが対等な心心を できかれてき、障害者理解や思いやりのいら、 で後も振興に努めてまいります。	3
(1)	3	9-(3)-2で突然、障害者文化芸術活動推進法が出てきているが、スポーツも障害者文化芸術支援法に「則って」となっていることや、この法律が子ども対象の法律であるような記述になっていることは、明白な誤りである。	ご指摘のとおり、ここで障害者文化芸術活動推進法を記載するのは、スポーツが対象とならないことや子どもだけを対象とした法律でないことから、適切ではないため、「『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り」という文言を削除します。	2
(3)	34	9-(3)は表題が「多様な生涯学習の充実」で、主として社会人関係の記述の項だと思われるが、9-(3)-2では、また子どもに触れていて、表題とも合致していないし、9-(1)-4は子どもですし、結局、社会人の障害者に係る文化芸術支援の記述が不十分になっている。	9-(3)は多様な生涯学習の充実として、「各ライフステージにおける学びを支援」するとしていることから、9-(3)-2は、子どもについて記載しております。	1
(7)	35	他都市において、芸術文化を通して、まちづくり、起業などにつなげている例もある。そもそも、文化芸術は生涯学習の枠内に留まるようなものではないですし、もっと幅広く、かつ精確に言及していただくことを希望する。	文化芸術については、「9-(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備」に記載しています。 ご指摘のとおり、他都市においては、絵画やアート作品を販売したりレンタルしている作業所も見受けられます。このような事例を参考に、北九州市でも同様のことができないか、作業所等に働きかけを行います。	3
(3)	36	国際車いすバスケットボール大会もレガシーでいいのでは	9-(2)-5の北九州市チャンピオンズカップ 国際車いすバスケットボール大会は、2002 年に北九州市で開催された「北九州ゴール ドカップ」の成果(バリアフリー意識の向 上やボランティアの活躍など)をレガシー として引き継ぎ、毎年開催しております。	①

No	意見の概要	市の考え方	反映 結果
37	ふうせんバレーボール、国際車いすバスケットボール大会 を学校などで積極的に取り上げて競技に対する理解や促進に も取り組んでほしい	北九州市では、小学生ふうせんバレーボール大会や小学生車いすバスケットボールを毎年開催するとともに、国際車いすバスケットボール大会出場選手が小学校を訪問する交流事業を開催するなど、子どもたちに障害者スポーツや障害の理解促進、思いやりの心の醸成等に努めています。	3
第7	/ 期北九州市障害福祉計画及び第3期北九州市障害児福祉計画に	こついて	
角	55章 計画の概要		T
負	   6章 成果目標及び活動指標等		
	1 成果目標		
	2 活動指標 		T
	3 地域生活支援事業		
38	第5章198ページでは、「芸術文化活動振興」が「任意事業」「社会参加支援事業」という扱いになっています。厚労省での整理がこのようになっているのでしょうか。これまで述べてきたとおり、文化芸術活動は、単なる社会参加の支援だけでなく、創造性の涵養や、人づくり、生きがいづくりにも寄与します。国がを制定したことも説明しました。	厚生労働省の「地域生活支援事業実施要綱」において、市町村事業の任意事業は「日常生活支援に関する事業」、「社会生活支援に関する事業」と「就業・就労支援に関する事業」に分かれており、「芸術文化活動振興」については、「社会生活支援に関する事業」に分類されています。	4
39	211ページで、成果目標として「絵画の出展数」が挙げられていますが、単に絵画の出展数が年に10点ずつ増えることが障害者文化芸術の進展なのでしょうか。 北九州市障害福祉計画、北九州市障害児福祉計画においても、別計画であるならば、障害者文化芸術活動推進法も含め、きちんと文化芸術に言及し、成果目標を設定すべきと考える。	この成果目標は、社会参加支援事業の1つに位置付けた際の指標として、障害のある人が創造する文化芸術の作品等の発表の機会への参加やこの活動を通じた交流の成果として、新規の出展数の増加を設定しています。	4
その他	9		
40	他都市や民間団体において、「障がい」という表記が多く 見られるようになりましたが、本市において、そのようなお 考えや方向性、あるいは、検討課題とすることはないか。	本市では現行の障害者支援計画策定時の会議等で「障害」の表記について検討した際に、障害を個人の心身の機能の「障壁がで捉えるのではなく、とをいることをいることをしいることをしても、子をしていることをしてきましてがあるいたので変して、子えるで変更らがなかいととして、チえるでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切ではないでの表記の変更は適切での表記の変更は適切でいたとして、一覧書のあることとはままででであることとはままでであることにないます。	(5)